

7月11日(日)に 投票に行けない人は…

期日前投票

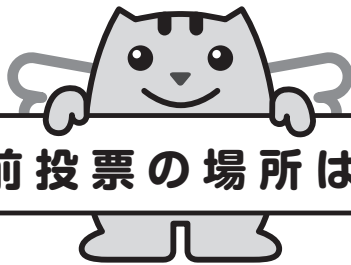
投票日に、次の理由などで投票所に行くことができない場合には、期日前投票ができます。

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある。
- ・レジャーや買物などの用事で、投票日に投票区域にいない。

◎入場券を持参してください。《入場券がまだ届いていなかったり、なくしたり忘れたりした場合は、本人であることを確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)を提示してください。》

- 期 間 / 6月25日(金)～7月10日(土)
- 時 間 / 午前8時30分～午後8時
- 場 所 / 下記のとおり
(土・日も開設しています)

どの期日前投票所でも投票できます。



期日前投票の場所はこちら





不在者投票

●郵便による不在者投票

次の①～③のいずれかに該当する人が対象です。

- ①身体障がい者手帳に記載されている「障がいの程度」が次のいずれかである人
 - ア. 両下肢、体幹、移動機能の障がいで「1級・2級」
 - イ. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいで「1級・3級」
 - ウ. 免疫、肝臓の障がいで「1～3級」
- ②戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」が次のいずれかである人
 - ア. 両下肢、体幹の障がいで「特別項症～第2項症」
 - イ. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいで「特別項症～第3項症」
- ③介護保険の被保険者証に記載されている「要介護状態区分」が「要介護5」の人

郵便による不在者投票には、代理記載制度もあります。

上記の要件に加え、次のいずれかに該当することが必要です。

- ①身体障がい者手帳に記載されている「障がいの程度」が「上肢、視覚の障がいで1級」
- ②戦傷病者手帳に記載されている「障がいの程度」が「上肢、視覚の障がいで特別項症～第2項症」

投票用紙などの請求ができるのは、7月7日(水)午後5時までです。

手続き等については、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

●病院、施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に、入院又は入所している人が対象です。ご本人から病院・施設へ早めにお申し出ください。

●一時滞在地の市町村の選挙管理委員会での不在者投票

長期出張などで公示日から投票日まで出雲市内にいない人などが対象です。投票用紙などの請求は公示前でも受け付けますので、早めに市選挙管理委員会へご連絡ください。

選挙公報

候補者の氏名、経

歴、政見などが掲載された選挙公報は、7月7日(水)に新聞折込みで各家庭に配ります。山陰中央新報、読売、朝日、毎日、産経、中国の朝刊6紙に折り込む予定です。

また、市役所本庁・各支所、コミュニティセンター、広報文書の拠点配布場所にも置いています。そのほか必要な方は、市選挙管理委員会にご連絡ください。

ポスター掲示場

市内515か所に公営のポスター掲示場を設置しています。ポスターが破れたり、はがれたりしているのを見かけた人は、市選挙管理委員会にご連絡ください。

入場券を忘れずに...



●選挙についてのおたずねは
市選挙管理委員会 (☎21-6559)

| | | | |
|------|----------|------|----------|
| 平田支局 | ☎63-5555 | 湖陵支局 | ☎43-1212 |
| 佐田支局 | ☎84-0111 | 大社支局 | ☎53-2339 |
| 多伎支局 | ☎86-3111 | | |